

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
245	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱について	【経緯】 本県では、日本学生支援機構の無利子奨学金が、適格者全員に貸与されていない状況等を踏まえ、平成23年度に県単独の奨学金制度(香川県大学生等奨学金制度)を創設し貸付を実施するなどして、地元在学者要件に返還支援を行っている。 【問題】 奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付文部科学省令第94号高等教育費成長戦略)における県の成長を促す分野に就業することを要件に、奨学金の返還支拂行制度も導入し、平成28年度の大学進学者等が実施している。 【支障事例】 たとえば、県の仮選考時点(6月下旬)では、「在学採用」に係る成績要件や所得要件(3年卒業時)の確認ができないため、「予約採用」に係る成績要件や所得要件(3年進級時)で仮選考をせざるを得ず、本人の大学入学直前に成績要件や所得要件(3年卒業時)の最終確認を再度行なう上で正式推薦を行う必要が生じ、提出書類が増えるなど本人の負担が多くなる。また、県が仮選考を決定したにもかかわらず、大学入学直前の「在学採用」の成績要件や所得要件を満たさないため、最終的に奨学金の貸付を受けることができない事態が生じる場合があり、対応に苦慮している。	・「予約採用」が適用されれば、予約採用時点での県の地方創生枠の推進に基づき、奨学金の貸付が確定なものとなり、大学入学後にならなければ奨学金を借りるかどうか確定しない事態が生じる不安が解消される。 ・また、「在学採用」に係る成績要件や所得要件の確認をする必要がなくなり、利用者に対する負担が少なくなる。	・奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付け総理第88号自治財政局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付文部科学省令第94号高等教育費成長戦略)における県の成長を促す分野に就業することを要件に、奨学金の返還支拂行制度も導入し、平成28年度の大学進学者等が実施している。 ・地方創生に係る特別枠(「地方創生枠」)は、地方公共団体がそれぞれ定める要件を満たせば、返還支援を受けることができる、学生にとって、通常の無利子奨学金より有利なのため、本県では、制度利用者の利便性を考慮し、通常の無利子奨学金の「予約採用」(申込期限:7月中旬)の前に、県単独の奨学金制度の対象者の選考と併せて、地方創生枠の推進者を仮認定し、この仮認定から漏れた者が通常の無利子奨学金の申込みができるようになっている。	文部科学省	香川県	宮崎県	○ 本県においても、今年度より地方創生枠を募集(8月以降)することとしているが、「予約採用」の方が申込み時期が早く、進学後に確実に貸与を受けられるため、「在学採用」のみが対象となる地方創生枠の確保が困難であることが想定される。 また、香川県と同様に、地方創生枠を推進した学生が、大学入学後に「在学採用」の成績要件等を満たさずに、無利子奨学金の貸付を受けられない可能性がある。	平成29年度予算では無利子奨学金について、残存過格者(予約採用においては貸与基準を満たさない者)が解消された。そのため、前年度の同内容の提案に基づき、関係機関と調整の上、地方創生に係る特別枠(地方創生枠)の予約採用の適用に向け、最終的な調整を行っている状況。		
284	A 権限移譲	教育・文化	特別支援教育就学援助事業等にかかる業務の政令市への移譲	【現状】 特別支援教育就学援助費、高等学校等就学支援金、高校生等奨学金の各事業は、政令市と都道府県双方が内容確認しており、申請から支給決定まで時間がかかることがあることから、これらの事業を都道府県から学校設置者である政令市へ移譲すること。 【支障事例】 平成29年度から県費負担教職員制度の見直しがなされ、給与負担の決定権限等が政令市に移譲されたが、特別支援教育就学援助事業は未だ都道府県で行なうことになっている。そのため、政令市が設置している市立学校については、政令市が家庭から申請書類を受領し、内容確認を行なった後、県に送付しているが、県においても申請書類を改めて確認・審査しており、事務が重複するといふ非効率性や支給決定までの期間の長さが課題であり、保護者からも「いつ頃支給されるのか」という問い合わせがある。 ※兵庫県における各制度の政令市分の事務量及び推定所要時間 ・特別支援教育就学奨励費：約1,000人 所要時間219時間 ・高等学校等就学支援金：約5,200人 所要時間191時間 ・高校生等奨学金：約1,000人 所要時間230時間	当該事務を政令市の所管とすることで、生徒や保護者の家庭状況等をより身近に把握している政令市において、審査・支給決定等の事務を一元的に実施することが出来る。更に申請から認定・支給決定までの期間短縮が可能となり、保護者等への早期の経済的支援にも資する。 【支障事例】 平成29年度から県費負担教職員制度の見直しがなされ、給与負担の決定権限等が政令市に移譲されたが、特別支援教育就学援助事業は未だ都道府県で行なうことになっている。そのため、政令市が設置している市立学校については、政令市が家庭から申請書類を受領し、内容確認を行なった後、県に送付しているが、県においても申請書類を改めて確認・審査しており、事務が重複するといふ非効率性や支給決定までの期間の長さが課題であり、保護者からも「いつ頃支給されるのか」という問い合わせがある。 ※兵庫県における各制度の政令市分の事務量及び推定所要時間 ・特別支援教育就学奨励費：約1,000人 所要時間219時間 ・高等学校等就学支援金：約5,200人 所要時間191時間 ・高校生等奨学金：約1,000人 所要時間230時間	・特別支援学校への就学要請に関する法律第2条、3条、5条、 ・高等学級等就学支援金の支給に関する法律第4条、6条、11条、 15条、17条、18条 ・高等学校等就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱第2条	文部科学省	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県	北海道、岡山県	○政令市(学校)が家庭から申請書類を受領し、内容確認を行った後、県に送付しているが、県においても申請書類を改めて確認・審査しており、事務が重複している。	○特別支援学校への就学のため必要な経費(特別支援教育就学奨励費)について、特別支援学校への就学のため必要な経費(特別支援教育就学援助費)については、特別支援学校への就学援助に関する法律第2条の規定に基づき、都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校へ就学する児童生徒の分も含め、その保護者等が負担する経費の全部又は一部について当該都道府県が支弁しなければならないこととされており、これを受け当該経費の支弁区分(1・Ⅲ区分)の決算においても当該都道府県が行なうこととしている。 また、当該経費の支弁区分の決定においても当該都道府県が行なうこととしている。 本提携事項は、都道府県における業務負担の軽減及び事務の効率化に関する提案と解するが、上記のとおり、法令に基づき支弁区分の決定及び当該経費の支弁は都道府県が行なうこととしているものの、条例による事務処理待機制度の活用により学校設置者である政令市と都道府県どちらかが確認するまで実施している。それらのことから、事務の重複を防ぐことも可能である。また、法令では支障事例である申請書類の内容の不備等を政令市と都道府県どちらかが確認するまで実施している。であれば、都道府県と政令市間で適切に事務の役割分担を行うことで解決することができる。 ○高等学校等就学支援金について 政令市が設置する高等学校等の生徒に係る高等学校等就学支援金の支給に関する権限については、条例による事務処理待機制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条第1項)の活用によって学校設置者である政令市と都道府県教育委員会における事務の重複が生じているのであれば、都道府県教育委員会と政令市間で適切に事務の役割分担を行うことが可能となっている。 ○奨学のための給付金について 奨学のための給付金は、都道府県事業であり、政令市が設置する高等学校等の生徒に係る奨学のための給付金の事務分担について、交付要項上も特段の定めはないことから、どのような事務分担で実施するかは、事業実施主体である都道府県において、政令市との協議により定めることが可能となっている。		
153	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	学校給食費に係る既存の支援制度の見直し	学校給食費を安定的に実施するため、経済的に困窮している世帯に実施している各種支援制度による就学援助費のうち、学校給食費相当額について、保護者の委任状なしに直接学校等へ交付できるよう制度の見直しをする。	保護者に交付された就学援助費について、学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。	学校給食費の未納の削減につながり、安定した給食費会計の運営が図られる。	学校教育法第19条 学校給食法第11条 要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領について(文初財第二一号昭和三九年二月三日文部省初中局長・体育局長通達)	文部科学省	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都府、明西広域連合	石巻市、ひたちなか市、千代田区、多治見市、城陽市、山陽小野田市、大分県	○学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。 ○現状では、学校と保護者間の関係などが問題となり、代理受領の手続きがスムーズに進まない場合や保護者の同意を得られない場合が見受けられ、給食費会計の運営に支障をきたしている。このように現行制度上、学校設置者である政令市と都道府県教育委員会において、事務の重複が生じているのであれば、都道府県教育委員会と政令市間で適切に事務の役割分担を行うことが可能となっている。 ①学校で保護者の同意を得る必要が無くなるため、迅速で確実な微収が見込まれる。 ②保護者間の公平性が保われる。 ○本市では、就学援助申請時に必ず学校長が代理請求・受領する委任状をもらっており支障となっている事例はないが、委任状を必要とせず、確実に給食費が納付される制度に改正することには賛同できる。 ○保護者に交付された就学援助費について、学校給食費以外の出費に使われる場合がある。学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。 ○学校が再三納付の依頼を行なっても委任状の提出が無く、反応が無い保護者がいる。 制度改正により、少しでも給食費の未納が解消されると、安定した学校給食の運営につながる。 ○支援制度の趣旨から鑑みても保護者の委任状の必要性について意義が生じる。	学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。 ○現状では、学校と保護者間の関係などが問題となり、代理受領の手続きがスムーズに進まない場合や保護者の同意を得られない場合が見受けられ、給食費会計の運営に支障をきたしている。このように現行制度上、学校設置者である政令市と都道府県教育委員会において、事務の重複が生じているのであれば、都道府県教育委員会と政令市間で適切に事務の役割分担を行うことが可能となっている。	
226	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	学校給食費における私人への徴収委託の実現	学校給食費における私人への徴収委託であるため、地方自治法第243条により制限されます。ただし、次の2通りの場合には、認められています。 ①地方自治法施行令第158条第1項に規定した債権の場合は、使用料、手数料、賃料、物品販売代金、寄附金、貸付金の元利償還金 ②個別に法令に規定する必要がある場合(国民健康保険料等) ③学校給食費を改正し、第158条第1項の規定した債権に追加する規定を設ける ④学校給食費を改正し、私人への徴収委託を可能とする規定を設ける 学校給食費は、現行法上、上記の①②のどちらにも該当しませんので、コンビニ納付ができる状況です。	コンビニ納付は私人への徴収委託であるため、地方自治法第243条により制限されます。ただし、次の2通りの場合には、認められています。 ①地方自治法施行令第158条第1項に規定した債権の場合は、使用料、手数料、賃料、物品販売代金、寄附金、貸付金の元利償還金 ②個別に法令に規定する必要がある場合(国民健康保険料等) ③学校給食費を改正し、第158条第1項の規定した債権に追加する規定を設ける ④学校給食費を改正し、私人への徴収委託を可能とする規定を設ける 学校給食費は、現行法上、上記の①②のどちらにも該当しませんので、コンビニ納付ができる状況です。	【制度改正の経緯】 本市では、学校給食費の透明性の向上や教職員の負担軽減等を目的として、平成24年度に学校給食費を会計化し、保護者が横浜市へ直接学校給食費を支払うことを目指しました。しかし、公会計化後も依然として学校給食費の未納が課題となっています。また、現状、納入・通知書払の方は金融機関の窓口でしか支払ができないため、コンビニでも支払ができるようにするよう要望をいたしており、利便性の向上も課題です。 【制度改正の必要性】 納付率及び利便性の向上を実現するため、保護者が夜間や休日でも学校給食費を支払いやすいう、コンビニでの納付ができる仕組みを整える必要があります。学校給食費の99%については口座振替払いですが、残り1%の約2,000件及び毎月分の督促状約6,000件は納入通知書払いとなっており、保護者からも利便性が悪いと指摘されています。なお、未納額は、過年度繰越分も含めると毎年度約1億9千万円となっています。	学校給食法 地方自治法	総務省、文部科学省	横浜市	千代田区、豊橋市、京都府、大阪府、山陽小野田市、大分県	○給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費においてもコンビニ納付など私人への徴収委託を導入することによって利便性の向上が図ができる。 ○現在、適切な時期を把握して、公会計への移行を検討しているところであるが、公会計移行時に保護者から同様のご意見をいたゞくことが想定できる。 地方自治法施行令第158条の趣旨(普通地方公団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる)から鑑みても納付率及び利便性の向上を目的とした法の見直しを実施することは望ましいと考える。 ○本市の学校給食費については現在私会計であり、現年度分の督促・催告は学校が対応し、過年度分は教育委員会が対応している。学校側からは、現年度分を含めて徴収業務を市で対応してほしいという要望が上がっております。公会計化に向けて今後検討していくと考えている。納付方法については口座振替がほとんどで残りは現金徴収であるが、未納分については、学校持參、銀行振込、訪問徴収によるもので納付書は発行していない。納付書を発行することになった場合、金融機関だけなくコンビニでの支払いが不可能になれば、利便性や収納率の向上が見込めると思われる。	学校給食費を公会計としている場合、学校給食の対価として、地方自治法施行令第158条に定める物を売払代金に当たるものと考えられることから、ご提案の事項については、現行制度においても実現可能であり、今後、通知等により周知してまいりたい。	

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
76	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童手当における学校給食費の徴収権限の強化	児童手当法第22条第1項の規定による保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用拡大を求める。また、学校給食費等満納金についても、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しを求める。	○伊丹市における平成28年度学校給食費は、調定額約5億2千円中、平成29年5月時点での約250万円が満納となってしまっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当からの特別徴収を認めてることで、学校給食を実施する上の公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できる。	児童福祉法第56条 児童手当法第21条及び第22条 児童手当法施行令第6条 児童手当法の一部を改正する法律等の施行について(厚生労働省令用均等・児童家庭局長通知 平成24年・児童0331第1号) 学校給食法第1条及び第2条及び第11条	内閣府、文部科学省	伊丹市	旭川市、朝霞市、新潟市、大垣市、多治見市、浜松市、愛知県、豊橋市、岐阜市、山梨市、山陽小野田市、大村市、大分県、雲仙市、大分県	○当県では、学校と保護者の信頼関係に基づき、きめ細かな給食費の徴収が可能な公会計による給食費の徴収を過半の自治体が行っている一方で、学校給食の公会計化を実施している自治体もいる。徴収権限に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。	月々に徴収する学校給食費及び学校給食費の満納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。		

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									支障事例		
											団体名	支障事例	
36	A 権限移譲	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設型給付の対象であるため、確認に関する事務は市町村が行つており、認定と確認に関する事務は共通する部分もあることから、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行つた。当時の事務処理体制を活用することとの回答を受け、愛媛県と協議を重ね、平成28年度から権限移譲を受けることとした。それにより、窓口が一本化されることから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいため、県の考え方によつては、市の考え方方が事務に反映されるとは限らないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。	窓口が一本化されることで、事業者の手続等に係る負担が減少するほか、認定こども園の供給体制確保をはじめとした各自治の策定の「子ども育て支援事業計画」の充実等、事業を重視するところである。 一方で、当時の事務処理体制を活用することとの回答を受け、愛媛県と協議を重ね、平成28年度から権限移譲を受けることとした。それにより、窓口が一本化されることから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいため、県の考え方によつては、市の考え方方が事務に反映されるとは限らないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松山市	青森市、 盛岡市、 福島県、 八戸市、 市、 高崎市、 市、 豊田市、 市、 姫路市、 市、 奈良市、 倉敷市、 久留米市、 綿県	○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行ふことができる。 ○本市も、同様の経過が有り、愛知県より事務処理特例として平成28年度から権限移譲を受けている。 ○本市では子ども一齊で家庭が、多様な居住ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模のものを選ぶことができる。「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」の規範の下で、すべての市立幼稚園と市立保育園を利用する手法（施設の組合や民間移管等）を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。 こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について措置的な支援を実施しておるところである。しかしながら、現在取組を行つている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関しての説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事業者手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。 ○当市においても貴市と同様に幼保連携型認定こども園以外の認可状況等の把握に苦慮している。 ○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。 市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望したことなく、中核市における保育所認可はられるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。 特定認可外保育施設型認定こども園の申請があつた場合、市において認定の可否を判断することはできないが、認可申請書面上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。 ○現在、認可外施設から地方裁量型認定こども園への移行を検討している施設があり、認定前に市との実情に合わせて指導を行い、ある程度改善した上で認定申請をしてほしいと考えている。しかし、認定が県、確認が市となつてることから、市からの指導が認定には關係なくなっている。県にもの考え方方は伝えてくるが、条例に無らなければ指導前段階で明確に不可との判断もできないことがあるとするが、確認はしないなどとも制度上はありえるが、實際は難しげだ。考え方を統一するため、元々の認定こども園の認定基準を元に、改めて認定基準を定めることとする。 ○施設の認可者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行つたり、市は同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。認定こども園「認定未定」への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った担当が難しそうである。認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の認定権者が異なり、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指摘事項の擦り合せ等の事務が必要となつていている。 ○本市では、具体的な支障事例はないが、提案のとおり、中核市において認定こども園の類型によって「認可・認定」権限が分散していることから、制度改正が必要と考える。 ○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所（幼稚園）からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。	中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。	

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
253	A 権限移譲	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の中核市への移譲	中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定こども園にかかる事務を一括的に進めいく。 ・幼保連携型認定こども園の認可権限・知事、政令市、中核市 ・幼保連携型認定こども園以外の認定権限：知事、政令市(H30年4月～)	幼保連携型認定こども園の認可権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、豊橋市、豊田市、奈良市、姫路市、鳥取県、沖縄県	○施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが複雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一括的に進めにくくなっている。幼保連携型認定こども園の認可権限と併せて、市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。 ○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可手続を行なうことができる。 ○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で安心・安全な教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらわす手法・施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。 こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかししながら、現在手続きを行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行動の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関しての説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に申請手続きを踏まなくてはならず、「複数あり、どこで園化に支障をきたすか」これがおり、対応に苦慮している。 ○「認定等の権限がある」「、認定権限」についての認識が異なるため、提案のより事務効率化につながるため、財政的・構造的・組織的の措置がなされる上での移譲は効果的であるなど考えるとか、「認定基準」の策定部分を改めて検討するなどして、私的保育施設の運営事業者と保育所認定こども園の意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きくなる。 市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する「見認定跡当の事業者が当該施設を利用できない」可能性がある。 特認可外保育施設型認定こども園の申請があつた場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。 ○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行つたり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市とともに負担が大きくなっている。 ・認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。 ・認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指導事項の擦り合せ等の事務が必要となっている。 ○認定の実施主体である市町村が認可事務も行うべきであることから、意見に同調する。 ○指定都市と同様に中核市に対しても認定事務を移譲し、類型によらず認定こども園に関する事務を市で完結することにより、事業者にとっての負担軽減に繋がるものと考える。 ○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。	中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。		

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	(提案の実現による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
68	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ施設、指導、監督や財政措置の一元化	幼保連携型認定こども園は、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保健室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省と文部科学省)に分かれている。具体的には、保健室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保健室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助	【申請業務(市町村)上の支障】 事業者や市町村における書類作成事務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や、審査期間の短縮	【補助制度の一元化】 児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援知事同盟、広島市	青森市、秋田市、山形県、福井市、石川県、長野市、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良市、和歌山县、兵庫県、福岡市、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	○單一制度でなく複数の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請業務をおこなうのは不合理であり、事務の軽減の観点から一元化するべき。 ○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請手続きを行うこと等により、県、市町村、事業者とも相当の事務の負担となっており、これを解消するために制度の一元化が必要である。 ○【支障事例】 市で事業を行っており、県の予算化も同時に必要な手続があり、柔軟な事業展開が困難。 ○保育部分と教育部分の基準額をそれぞれ別に算出し、上記した額が本県の基準額となるため、同じ定員規模であるのに、認定こども園が保育所から基準額が異なることとなり不公平感がある。 ○施設整備の補助制度について、二つの交付金の申請(保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金)が必要である現在においては、事務負担(行政のみならず、申請する事業者に大変)につても、が大きく、効率的ではないと考える。提案案にあらかじめ国においては一元的に処理できる体制整備を行っていただきたい。 ○【申請業務(市町村)上の支障】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保健室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 ○法律のに基づき、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。 【これまでの国の対応】 ○これまでの国の対応は、複数の申請手続きを行っていることによるものである。 ○審査等業務(都道府県)上の支障】 単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく申請・調査を行なう必要があり、事務の負担になっている。 ○特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。 ○これまでの国の対応】 ○これまでの国の対応は、複数の申請手続きを行っていることによるものである。 ○審査等業務(都道府県)上の支障】 単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく申請・調査を行なう必要があり、事務の負担になっている。 ○特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。 ○【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助	○認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管):国から都道府県経由で市町村への間接補助 ○幼保連携型認定こども園の整備において補助金を申請する際、単一施設の整備にも関わらず、保育所機能と幼稚園機能を併せ持つことから、厚生労働省及び文部科学省の担当窓口とそれぞれの申請手続きに基づく協議・調整・申請書を作成する必要があることから、事務の支障を来たしている。また、申請時期が異なるため、内示の時期は厚生労働省4月・文部科学省6月とそれ異なっており、内示率も統一しない。そのため一方の内示率のみ著しく低い可能性を想定すると、事業を進めにくくなってしまう。町の財政面に大きな影響を及ぼすおそれがある。 ○また申請の際に、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保健室やトイレなどの各共用部分ごとに定員によると、施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 ○幼保連携型認定こども園は、一つの法律に基づく単一の施設であることから、厚生労働省・文部科学省それぞれの補助制度に係る手続きにあたっては、事業者や市町村における書類作成事務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や審査期間の短縮を考慮し、これら2つの補助制度の所管または申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的な処理ができる体制を検討していただきたい。 ○幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化について 27年度整備 認定こども園幼稚園 29年度整備 認定こども園幼稚園 認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが1号認定こども分(幼稚園部分)は「認定こども園施設整備交付金」を所管する文部科学省、2・3号認定こども分(保育所部分)は「保育所等整備交付金」を所管する厚生労働省にすることとなっており、書類作成の手間が重複した。 また、各号の子どもが共有する部分の按分等にも大変な手間がかかり、按分方法の調整等がある両方の交付申請額に影響を及ぼし、国との連絡にかなりの時間を費やした。今年度も30年4月を目指して幼保連携型認定こども園の整備があるが、現在、文部科学省は協議した補助の内示が保留となっており、事業者の資金計画自体を変更する可能性もある。さらに、厚生労働省分は内示が出ているが、補助金全ての分が付かないことや手続が進められないことから、申請は厚生労働省、文部科学省それぞれに行なうこと、申請者も同一法人であることから、申請を厚生労働省、文部科学省に提出することは、申請者や関係自治体にとって負担感が大きくなる可能性を欠いています。 ○現時点では該当施設の活用事例はないが、事業者・市町村における書類作成や事業計画の審査等に係る事務について、頻度の手續が必要となっている。 ○これまで本市において本案件に係る事例を取り扱ったことはないが、認定こども園整備に係る交付金は、同一の法律に基づく同一の施設であり、申請者も同一法人であることから、申請を厚生労働省、文部科学省それぞれに行なうこと、申請者や関係自治体にとって負担感が大きくなる可能性を欠いています。 ○幼稚園を幼保連携型認定こども園にするための施設整備の計画において、2つの交付金等の協議を行ななければならず、計画の変更においても、それぞれに変更の手続きを行うことは非常に煩雑であり、交付金制度の一元化を検討する。 ○現時点では該当施設の活用事例はないが、事業者・市町村における書類作成や事業計画の審査等に係る事務について、頻度の手續が必要となっている。 ○これまで本市において本案件に係る事例を取り扱ったことはないが、認定こども園整備に係る交付金は、同一の法律に基づく同一の施設であり、申請者も同一法人であることから、申請を厚生労働省、文部科学省それぞれに行なうこと、申請者や関係自治体にとって負担感が大きくなる可能性を欠いています。 ○【支障事例】 ○幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要となることによる弊害が現に生じている。 具体的には、今回2省に事前協議を行っている同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出了たものの、文部科学省所管分は内示が保留となつたために、民間事業者の整備事業に支障を来たしている。 事務処理上の非効率性のみならず、事業実施への大きな影響も問題となっているため、一元的な処理体制の確立又は十分な連携体制の確保について、迅速に措置していただきたい。 ○本市においては、安心こども基金が活用できただため、具体的な支障事例は発生していないが、提案にあるとおり、同一施設整備に係る交付金の申請手続きが二元化していることによる不要な事務処理ひ事故の非効率化が想定されることから、制度改正が必要と考える。 ○【支障事例】 ○厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、施設の面積や定員等により按分を行わなければならない状況である。 【制度改正の必要性】 事務の負担軽減を図るため、認定こども園に対する補助制度の一本化が必要である。 ○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。 ○共用部分の経費を按分する等の作業を経た各市・各府に申請事務については、それぞれの文書を作成・点検するなど、認定こども園運営者及び市における事務の煩雑さを招いている。 ○国の制度に起因した支障事例であり、市等の業務改善では事務の煩雑さを解消することができるところとして業務の在り方を整理し、業務の効率化に向けて取組を進めていただきたい。 ○幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金の申請様式については、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されているところではあるが、依然として保育所相当部分についても厚生労働省、幼稚園相当部分については文部科学省にそれぞれ申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分については、クラス定員等により便宜的に按分をし、保育所相当部分と幼稚園相当部分を算出して補助金を計算している。 費用按分に関する設計にも時間を要し、また、申請手続きについても、交付金毎にスケジュールが異なるため、効率的に申請手続きを進めたい状況がある。 ○本市においても、県との連携に乏しが生じ、文科省関連の県予算の確保に課題が生じた例がある。(※市は必要、県は不要という判断)補助金の一元化は課題であり、県を通すこと、県の予算措置(バイパス)の手続きも要することから、厚生労働省よりも文部科学省に対し、具体的な状況や意見が届きにくくなっている。	認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や内示時期を合わせる対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めてまいりたい。	

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)							
	区分	分野										団体名	支障事例								
100	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園の施設整備に係る園の補助体系の見直し	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る補助制度について2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれ実施されている。 一つの法律に基づく单一の施設を整備する際の補助制度である。これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事業手続きについて、国において一元的に処理するよう体制を整えるなど、所要の整理を行うこと。	幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があり、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。(国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行つ「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。) 一方、その施設整備に係る補助制度について2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれ実施されている。 一つの法律に基づく单一の施設を整備する際の補助制度である。これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事業手続きについて、国において一元的に処理するよう体制を整えるなど、所要の整理を行うこと。	認定こども園に対する補助制度を1本化することにより、事業者や申請自治体にとって、経費の按分方法の調整などを不要となり事務の軽減が図られるほか、本県における災害復旧補助の事例のように、施設全体に支援が行き届かないという事態が解消される。	児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のため将来世代応援知事同盟、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大阪市、神戸市	旭川市、青森市、秋田市、山形県、福島市、茨城県、川越市、船橋市、柏市、新潟市、福井市、長野市、静岡市、浜松市、大分市、大分県、豊田市、碧南市、知多市、愛知県、伊丹市、伊丹市、倉吉市、淡路市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎県、長崎市、大村市、熊本県、宮崎県、宮崎市、延岡市、沖縄県	○單一制度でありながら、施設整備の補助金を幼稚園、保育所の2つの制度で申請事をおこなうのは不合理であり、事務の軽減の観点からも一元化するべき。 ○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請を手続を行うこと等によっては、県・市町村・事業者とも相当の事務の負担となっており、これを解消するためには制度の一本化が必要である。 ○支障事例】 市で事業を行つ際に、県の予算化も同時にを行う必要があり、柔軟な事業展開が困難。 保育部分で教育部分の基準額をそれぞれ別々に算出し、足し上げた額が全体の基準額となるため、同じ定員規模であるのに、園が保育所かで基準額が異なることとなり不公平感がある。 施設全体の定員規模で基準額が算出できるうえで、改善していただきたい。 ○幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があり、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。(国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行つ「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。) ○それを受けて補助対象経費の算定にあり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請書を2種類作成することで事務の負担が生じる。 ○幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があり、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成することで事務の負担が生じる。 ○27年度整備 認定こども園幼稚園 ○28年度整備 認定こども園幼稚園 ○認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが1号認定こども園と2号認定こども園とで異なる。 認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが1号認定こども園と2号認定こども園とで異なる。 ○認定こども園部分は「保育所等整備交付金」を所管する厚生労働省にすることによっており、書類作成の手間が重複した。 また、各号の子どもが共有する部分の按分等にも大変な手間がかかり、按分方法の調整等があると両方の交付申請額に影響を及ぼし、国の連絡にかなりの時間を費やす。 ○認定こども園の整備費補助金の申請手続きが複数あるが、現在、文部科学省に協議して補助の内容が保留になっている。事業者の資金計画自体を変更する可能性もある。さすがに厚生労働省は内示が出しているが、補助金全額の分が揃わないと着手を進められないことから、最悪の事態としては30年4月に負担増を図れない事態も想定される。このように、一つの施設の整備に関して、補助金の手続きがバラバラに行われ非常に効率的でない。また、待機児童対策が進まない要因となる。 ○幼稚園を幼保連携型認定こども園とするための施設整備の計画において、2本の交付金等の協議を行わなければならず、計画の変更においても、それぞれに変更の手続きを行うことは非常に煩雑であり、交付金制度の一元化に賛同する。 ○支障事例】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要とされるにによる弊害が現に生じている。 具体的には、今回2省に事前協議を行つて同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出来たものの、文部科学省所管分は内示保留となつたために、民間事業者の整備事業に支障を来たしている。 経費按分調整等による事務処理上の負担解消のみならず、民間事業者が円滑に整備事業・施設運営を実施していくためにも、一元的な処理体制の確立又は十分な連携体制の確保について、迅速に措置していただきたい。 ○幼保連携型認定こども園における施設整備補助については、左記と同様に厚生労働省分と文部科学省分を合算してそれぞれ申請等を行うため、事務の負担が生じている。 ○支障事例】 過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところであるが、改正の都度の事務手続きの説明がばらばら、支障の抜本的解決には繋がっていないことも挙げられる。 また、地震等の大規模災害で被災した施設の復旧を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金」(厚生労働省所管)についても、認定こども園の場合は原則保育所機能部分のみが対象であり、実際に平成28年度の鳥取県中部地震で被災した認定こども園の復旧にあたっては、保育所機能部分のみしか補助が受けられず、施設全体に支援が行き届かない結果となっている。 ○それを受けて補助対象経費の算定にあり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請書を2種類作成することで事務の負担が生じる。 ○幼保連携型認定こども園幼稚園 ○27年度整備 認定こども園幼稚園 ○認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが1号認定こども園と2号認定こども園とで異なる。 認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが1号認定こども園と2号認定こども園とで異なる。 ○認定こども園部分は「保育所等整備交付金」を所管する厚生労働省にすることによっており、書類作成の手間が重複した。 また、各号の子どもが共有する部分の按分等にも大変な手間がかかり、按分方法の調整等があると両方の交付申請額に影響を及ぼし、国の連絡にかなりの時間を費やす。 ○認定こども園の整備費補助金の申請手続きが複数あるが、現在、文部科学省に協議して補助の内容が保留になっている。事業者の資金計画自体を変更する可能性もある。さすがに厚生労働省は内示が出しているが、補助金全額の分が揃わないと着手を進められないことから、最悪の事態としては30年4月に負担増を図れない事態も想定される。このように、一つの施設の整備に関して、補助金の手続きがバラバラに行われ非常に効率的でない。また、待機児童対策が進まない要因となる。 ○幼稚園を幼保連携型認定こども園とするための施設整備の計画において、2本の交付金等の協議を行わなければならず、計画の変更においても、それぞれに変更の手続きを行うことは非常に煩雑であり、交付金制度の一元化に賛同する。 ○支障事例】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要とされるにによる弊害が現に生じている。 具体的には、今回2省に事前協議を行つて同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出来たものの、文部科学省所管分は内示保留となつたために、民間事業者の整備事業に支障を来たしている。 経費按分調整等による事務処理上の負担解消のみならず、民間事業者が円滑に整備事業・施設運営を実施していくためにも、一元的な処理体制の確立又は十分な連携体制の確保について、迅速に措置していただきたい。 ○幼保連携型認定こども園における施設整備補助については、左記と同様に厚生労働省分と文部科学省分を合算してそれぞれ申請等を行うため、事務の負担が生じている。 ○支障事例】 過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところであるが、交付申請や実績報告等の手続きにおいては様式の一本化が図られており、厚生労働省及び文部科学省の2種類の書類を作成する必要があり、事務の負担軽減が図られていない。 また、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、引き続き施設の面積や定員等により分割をされなければならない状況である。 【制度改正の必要性】 事務の負担軽減を図るために、認定こども園に対する補助制度の一本化が必要である。 ○施設整備の補助制度が厚労省と文部省に分かれていることによる支障は、基本的に提案団体の記載のとおりであるが、当該整備事業が2か年事業の場合、各年度の事業進捗率によって、さらに按分する必要が生じ、按分の按分といった計算誤りを誘発するような状況であることから、数値の確認・照合事務が、単純に2倍(4倍)以上の方々となっている。 特に、近年は待機児童を解消するため、同時に処理する整備補助事業の数が激増しており、非常に辛い状況になってしまっている。 また、補助事業終了後の会計実地検査においても、検査官への説明等で多大な労力を必要としている。 なお、提案の趣旨とは相違するかもしれないが、保育所等整備交付金として事業を進めているところにかかるはず。都道府県に事務手続きを安心してお金を出した整備補助事業において、その後の内示の時点での予算不足を理由に当初想定していた内示額を一方的に大きめ削減され、その後の補正予算等の考え方も明確にされてしまいま。追加内示があるまで放置されたことがあり、一括で手続きできることも基本でさえも、補助事業を円滑に進めることができない状況である。 ○認定こども園は、保育所機能・幼稚園機能等に事前協議・交付申請・実績報告・交付請求による処理時間がそれまで3時間程度を要しており、平成28年度実績で、2箇所で4件分。およそ48時間の処理時間となっている。 なお、平成29年度は5箇所分の整備予定であり、本市としては、今後も幼保連携型認定こども園と私立認可保育園の整備を優先せることから、相応の業務量が見込まれる。本提案が実現すれば、その業務量が半分程度となるため、補助体系の見直しを共同提案する。 子どもも子育て分野については、適宣・増員等の手当を出してきたものの、業務繁忙が解消されていない。人・予算による手当だけでは解決ないのであれば、現在抱えている業務の内容や工程等を見直すことで、現場の負担軽減に繋げたいと考えております。定員管理所管課としても、本提案について強く賛同したい。 ○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。 ○本市においては、幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、保育所機能部分のみが該当しているため、幼稚園機能部分の補助金は活用していないが、補助制度の一元化による事務負担の軽減等は必要であると考える。 ○平成28年10月鳥取中部地震の災害復旧事業において、同事案が決まりた。 ○本市でも、整備交付金の申請は多くあり、その都度申請手続き、事務処理には苦慮しているところであり、簡素化を求めていた。 ○厚生労働省及び文部科学省の内示の時期が異なり、予算の譲りの手続きが複雑化した。厚生労働省及び文部科学省の2つの交付要綱に基づく協議・調整、事業者への説明、積算の資料作りに時間を使つた。 ○制度が2つに分かれているため、協議・申請・実績報告・支出という一連の事務を2つに分けて行わざるを得ず、事務量が倍増している。 ○本年度においては、幼保連携型認定こども園の増改築を計画しているが、整備対象施設の機能区分ごとに定員や面積に基づき申請分を分けたうえで、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金、次世代育成支援対象施設整備交付金(対象施設に児童館機能が含まれていたため)の申請手続きを進めている。費用按分に関する検討にも時間を要し、また、申請手続きについても、交付金毎にスケジュールが異なるため、効率的に申請手続きを進めにくく状況がある。	旭川市、仙台市、福島県、川越市、新潟市、大阪府、北九州市、佐賀県、長崎市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市	旭川市、仙台市、福島県、川越市、新潟市、大阪府、北九州市、佐賀県、長崎市	○私立の認定こども園における障害児等支援については、子ども・子育て支援交付金「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子どもを支給認定の区分によつて、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなつていて。 ○例例えば、幼稚園型認定こども園のうち、接続型の場合は幼稚園部分が学校法人立の場合、3号認定子どもには「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助金」が適用される。 また、幼保連携型認定こども園のうち、旧接続型の場合で学校法人の場合、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには一般財源措置となつていて。この場合、私学助成は補助金の交付を受けようとする年度の5/1現在に就園する子どもに対して補助がなされるため、例えば次のようないちんが生じる。 (例)5/3生まれの子どもは5/2に2号認定になることから、5/1時点では私学助成の対象とならず、当該子どもは5/2に2号認定になることから、5/1時点では私学助成の対象となる。 ○手続の面に関しては、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならず、施設にとって大きな事務負担となつていて。	多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市	旭川市、仙台市、福島県、川越市、新潟市、大阪府、北九州市、佐賀県、長崎市	○私立の認定こども園における障害児等支援については、子ども・子育て支援交付金「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子どもを支給認定の区分によつて、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなつていて。 ○手続の面に関しては、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならず、施設にとって大きな事務負担となつていて。 ○認定こども園の障害児等支援に係る財源措置を一本化し、分かりやすい制度構造が必要であると考えている。さらに、既に一般財源化している部分があること、私学助成(特別支援教育・保育経費)と多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)についても所管省庁や補助主体等が異なることなどから、事業の建設や経総、支障の実態を踏まえながら、新制度全体の5年後の見直しを議論する際に、本件についても検討を行うこととした。
107	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し	認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子どもを支給認定の区分によつて、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなつていて。 ○例例えば、幼稚園型認定こども園のうち、接続型の場合は幼稚園部分が学校法人立の場合、3号認定子どもには「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助金」が適用される。 また、幼保連携型認定こども園のうち、旧接続型の場合で学校法人の場合、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには一般財源措置となつていて。この場合、私学助成は補助金の交付を受けようとする年度の5/1現在に就園する子どもに対して補助がなされるため、例えば次のようないちんが生じる。 (例)5/3生まれの子どもは5/2に2号認定になることから、5/1時点では私学助成の対象となる。 ○手続の面に関しては、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならず、施設にとって大きな事務負担となつていて。	補助体系の見直しを図ることで、事務作業の負担軽減につながる。	私立高等学校等経常費付資助金「幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料减免免事業等支援特別経費」交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市	旭川市、仙台市、福島県、川越市、新潟市、大阪府、北九州市、佐賀県、長崎市	○私立の認定こども園における障害児等支援については、子ども・子育て支援交付金「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子どもを支給認定の区分によつて、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなつていて。 ○手続の面に関しては、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならず、施設にとって大きな事務負担となつていて。 ○認定こども園の障害児等支援に係る財源措置を一本化し、分かりやすい制度構造が必要であると考えている。さらに、既に一般財源化している部分があること、私学助成(特別支援教育・保育経費)と多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)についても所管省庁や補助主体等が異なることなどから、事業の建設や経総、支障の実態を踏まえながら、新制度全体の5年後の見直しを議論する際に、本件についても検討を行うこととした。	特別な支援を必要とする子どもの受け入れについては、従前、私学助成(特別支援教育経費)及び一般財源(従前の障害児保育事業)により財政支援を請んでいたところ、これらの対象となつてない子どもについても適切に支援を行つたため、子ども・子育て支援新制度の施行時に「多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)」を創設したという経緯から、認定こども園の類型や子どもとの認定区分等によって適用される事業が異なる複数の仕組みとなつていることは承知している。										

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
106	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園における保育料に対する徴収権限の強化	認定こども園等において過年度分保育料を遅延して支払う場合、保育料の徴収方法に関する規制緩和	〇行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遅延して徴収する場合、保育料等に遅延して支払う場合、その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)に遅延して徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで、利用者から平等に保育料を徴収することができるようになり、利用者間の不公平さをなくすことができる。保育料の徴収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がり、特定の場合の徴収業務を市町村が代行することで施設側の事務負担を減らすことができる。	認定こども園等(幼稚園含む)において、行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遅延して徴収する場合、保育料等に遅延して支払う場合、その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)に遅延して徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで、利用者から平等に保育料を徴収することができるようになり、利用者間の不公平さをなくすことができる。保育料の徴収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がり、特定の場合の徴収業務を市町村が代行することで施設側の事務負担を減らすことができる。	児童福祉法第24条及び第56条第8項 FAQ(第1版)事業者向けFAQ(よくある質問)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市	福島県、小牧市	○保護者負担金の算定ミスが発覚し、過年度分の保護者負担金に変更があった場合、認定こども園等の施設が徴収業務を行なうことは、施設側の負担が大きい。市が徴収できるようにするために付与された権限であり、市町村に同様の義務が課されていない幼稚園等まで対象とすることは、制度の性質上困難である。 また、既に徴収権限を幼稚園等において拡大した場合には、満額された幼稚園の利用料について、新たに市町村が対応する必要があるなど、市町村に追加的な事務負担が発生することから、市町村間での十分な合意形成、各市町村における実施体制の整備が不可欠である。 なお、提案理由にあるような、行政側の事情により過年度の利用料を遅延して徴収する必要が生じた場合には、市町村が直接保護者に対してその旨を丁寧に説明し、対応することが適切である。	保育園に関する利用料の徴収権限は、児童福祉法において、市町村に保育実施・確保義務が課されることを前提として、その徳重な履行を提供するための手段として特別に付与された権限であり、市町村に同様の義務が課されていない幼稚園等まで対象とすることは、制度の性質上困難である。 また、既に徴収権限を幼稚園等において拡大した場合には、満額された幼稚園の利用料について、新たに市町村が対応する必要があるなど、市町村に追加的な事務負担が発生することから、市町村間での十分な合意形成、各市町村における実施体制の整備が不可欠である。 なお、提案理由にあるような、行政側の事情により過年度の利用料を遅延して徴収する必要が生じた場合には、市町村が直接保護者に対してその旨を丁寧に説明し、対応することが適切である。		
296	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の重複解消	地域子育て支援拠点事業の委託を受けた保育所・幼稚園が認定こども園に移行した際に生じる、地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の実施の重複解消	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けていますが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けた保育所等が認定こども園に移行した際、「自体向けFAQ」によれば、登録前の保育園(又は幼稚園)時代に委託していた「地域子育て支援拠点事業」を地域の実情に応じて、設置できることとされています。 認定こども園固有の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」を地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の実施の重複解消	認定こども園固有の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」を地域の実情に応じて、設置できることとされています。 認定こども園固有の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」を地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の実施の重複解消	FAQによれば、「認定こども園・幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業は、相互に独立した事業であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と地域子育て支援拠点事業は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」を認定こども園に認定された事業を一括して実施する際に、地域子育て支援拠点事業の違いについて明確化することにより、地域の子育て支援を効果的に実施することができる。	子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学前教育の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成29年3月8日「自治体向けFAQ【第15版】」206	内閣府、文部科学省、厚生労働省	和歌山市	徳島県、宮崎市	〇本県においては、幼保連携型認定こども園に対し、認定こども園法に規定する子育て支援事業のうち2つ以上を運3日以上実施しなければならないと条例で定めており、認定こども園法に規定のある「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」の重複実施となる。	認定こども園においては、認定こども園法に基づき、保護者のニーズを踏まえた「子育て支援事業」を実施することが義務付けられているが、地域子ども・子育て支援事業としての「地域子育て支援拠点事業」は、これとは別に、専任職員の配置や長時間の開所を前提として、より高度でまた細かな子育て支援を行う拠点として市町村の委託等により実施されるものであり、両者が重複する部分はあり得るもの。相互に独立した事業である。	「地域子育て支援拠点事業」の実施場所としては様々な場所が考えられるが、既に一定の子育て支援機能を有する認定こども園で併せて実施することにより、保護者の便宜や効率的な事業実施等に資する場合も多いとの考え方により、実際に相応程度の認定こども園で事業が実施されている(平成28年度実績:587箇所(全事業所1,063箇所))。将来的に必要な拠点整備も求められる中で、認定こども園に対する委託の継続性についても、特段の考慮をお願いしたいと考えているが、認定こども園の義務として行われる「子育て支援事業」と要件・効果等の違いが不明確であるという御指摘については、対応を検討してまいりたい。 なお、「地域子育て支援拠点事業」の委託については、あくまでも事業者との相談のうえ、最終的には市区町村において適切に判断されるべきものであり、国として義務付けを行っているわけではない。
223	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所・認定こども園における代替職員の特例配置	保育所・認定こども園における代替職員の特例配置	年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中に正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、急ぎで保育士・保育教諭の確保ができないものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができないために、即時正規職員として採用されない場合は、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。	年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中に正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	年度途中での保育士・保育教諭の確保が困難な場合に、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭の確保が困難な場合に、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条 ○現状で、保育士配置に余裕なく、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇治市	ひたちなか市	○ 保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が相当苦慮していることから、制度改正が必要であると考える。 ○現状で、保育士配置に余裕なく、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。	○ 保育所等における保育士等の配置基準については、利用者の適応・安全・生活環境に直結して、保育士等の配置等に深刻な影響が生じる事項であることから、児童の数及び年齢に応じて最低限の基準を定めることとし、保育等の質の確保の観点から、本提案に対応すること。	○ なお、必要な保育士等の確保が難しい状況にある保育所等を確認した場合には、当該保育所等が保育士・保育所支援センター等との相談を行なうか確認いただき、相談を行っていない場合は、至急相談するよう促すとともに、保育士・保育所支援センター等において重点的な支援が行われるように協力依頼を行うほか、短時間勤務の保育士等の採用を促すなどの対応をしていただくようお願いする。
159	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	幼稚園等に隸属している設置者管理主義の緩和	幼稚園等に隸属している設置者管理主義の緩和	人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行っていくことが課題となっている。 本県では他県に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園での教育ニーズに応えていためには、今後も一定程度の公立幼稚園の維持が必要であると見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となってしまっており、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が必要になっている。 私立幼稚園の設置数が比較的多い都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと見込まれ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。 一方、山間や過疎地帯が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限られるため、事業者の選定が困難となる地域も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら広域的に活動することができる。山間など民間委託等に困難である地域において事業を実施することが可能となる。また、財政基盤が弱い小規模自治体から切り離した上で、経営の拠点を入れた独立採算により、長期的に安定した業務が期待できることから、経営の自由度が増し効率的な運営が可能なことがある。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地帯など地域を問わず、合意で効率的な管理運営を推進する上に重要なことと考える。	公立幼稚園のサービスの効率化を図ることができるとしても、住民サービスの向上につながる。	学校教育法第2条、第5条、地方独立行政法人法第21条、地方独立行政法人法施行令第4条	総務省、文部科学省	奈良県	ひたちなか市	〇公立幼稚園の民間や独立行政法人への委託は予定しておらず、現状支障にならないことはないが、今後さらに少子化が進行し、公立幼稚園が閉園していく状況にまでなった場合には、民間委託等による公立幼稚園のサービス拡充も選択のひとつとなり得る。	提案については、平成16年の通知「公立学校における外部の人材や資源の活用の推進について」(平成16年3月付文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長連名通知)において、公立学校に係る業務のうち、学校施設の整備や清掃等の管理業務について民間事業者への委託が可能であることとしているところである。 また、地方独立行政法人が学校法人と協約して、園地・園舎を譲渡又は賃貸や出資を行い、学校を設置することは、既に現行制度で対応が可能である。 これらを踏まえ、現行制度での対応ではなく、提案いただいた内容でなければ解消できない具体的な支障事例があれば示されたい。 7月18日のヒアリングにおいて、幼稚園を園に設置している市町村は、本提案について「様子見」との如きであったが、現時点ども民間委託等に設置している市町村は、本提案について「様子見」との如きである。この有無と、事例がある場合には、その詳細な内容をご教説頂いたい。 また、提案の中止で改正を求めていたる学校教育法第5条に規定する設置者管理主義については、児童生徒等の教育を受ける権利に直接的にかかわる学校教育の特性に照らし、教育を行う学校は、その設置者が当該学校を適切に管理し、その運営に責任を持つことを定めた学校教育の根本的な原理の1つである。 このため、同条を改正することを含め、公立学校の管理運営の学校法人や地方独立行政法人への包括的な委託の在り方については、中央教育審議会(平成16年3月4日)答申において今後の検討課題とされていることから、貴県の具体的な事例を踏まえた実証的な研究や有識者等を交えた議論を行い、慎重に検討する必要がある。		
25	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブ	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	本町では、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるよう、定期的に放課後児童クラブと放課後子供教室を併設するなどのプログラムを実施しているが、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保育士よりも待遇が低く、確保が困難な状況である。 また、放課後子供教室の職員である学習アドバイザーは、教職を目指す大学生や地域で活動している様な分野の方で、ボランティアのようなものであり、毎回入材の確認に苦慮している。 現在は1ヶ月程度一型として実施しているが、両事業の実績が確認が困難であることを背景として、限られた人員による事業運営を行なっていることから、一体型として実施する回数を増やすことができない。 厚生労働省は、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国11万校以上で実施することとしているが、平成28年3月末時点では、1一体型として実施しているのは、3549か所である。一体型の取組みを進めることで、人材の確保が困難(都道府県:83.0%、市町村:62.1%)であることが最も多く挙げられていることからも、一体型の実施する際の人員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することができると考える。	放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の実施を促進し、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できる環境を整備できる。	児童福祉法 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号) ○放課後子ども教室推進事業等実施要綱	文部科学省、厚生労働省	長洲町	-	-	実現は困難。 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後児童クラブの活動プログラムに参加できるものであり、両事業に携わる者の数を合わせて想定されることは困難。預かる児童の安全の確保を考慮すれば、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置することは、必要なことと考える。		

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
208	B-地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し	年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達する保育を必要としない子どもについて、子ども子育て支援法に基づく支給認定の対象とすること	<現状> ・満3歳児未満の子どもの教育ニーズに対し、適切な対応を行うことができる。 ・2歳児であっても幼稚園等に入園しやすい環境となり、増加し続けている3歳未満児の保育ニーズに対し、保育園等に認定などをもつて幼稚園等で、満3歳以前の子どもであっても、施設の付随事業として受け入れているのが実情である。 <支障事例(総論)> ・施設を真に利用している児童数の把握が容易になり、定員外児童の受け入れなどの防止に繋がる。 <支障事例(その他)> ○施設：3歳に到達するまでは、施設型給付(1人あたり6万円程度)が受けられないため、施設や保護者の負担で貰付分を購入している。 ○保護者：3歳に到達するまでは、市が定める保育料ではなく、施設が独自に定める保育料(市が定める保育料より高額の場合が多い)を支払っており、また第3子無料、兄弟同時入所による保育料軽減などの措置を受けることができないなど、金銭的負担が大きい。 ○市：認定を受けない児童は正式な入所扱いとなっていないため、真に施設を利用している児童数の把握、職員の配置基準、施設の面積基準などの充足状況の確認が困難。	子ども・子育て支援法第19条、学校教育法第26条	内閣府、文部科学省	高岡市	福島県、ひたちなか市、北九州市	○満3歳になる前に私的契約で入園をさせていると、市で把握することが困難であるため、施設基準や職員配置基準が適正に満たされているかの判断が困難など、施設給付費の計算の判定等に誤りを生じる可能性がある。このことから2歳児の受け入れについて基準等を設け制度の中に組み込む必要があると思われる。 ○第一次反対期にあたる2歳児を幼稚園に受け入れることにより、孤立しがちな専業主婦(夫)家庭のみならず幼稚園等がその解消に資することが期待される。 一方で、幼稚園等が、児童期の教育・保育のセンターとして、保育を必要としない2歳児やその保護者に対する子育て支援活動を行っていくことは大変重要であり、そういった活動に対しては、既に、私学助成(幼稚園の子育て支援活動の推進)や子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業(一般型))により、支援を行っている。			
225	B-地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようすると市町村長に対して行届き出を必要にして協議とするよう求めること。	○認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることができない制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の利用定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を講じている自治体によって相反する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めています。3歳児以降の接続の確保の観点からも、その受け皿となる2号認定として運用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進めています。 ○市町村においては、子ども子育て支援法により、市町村の責務として、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うこと、子ども・子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げるときは、3ヶ月前までに市町村長に届出をするだけによく、市町村の責務を果たすための関与がない状況となっている。 ○また、認可権限のある府に対しても、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させた場合は、届出のみとなってしまっており、府においても抑止できない状況となっている。	・定員の引下げ時に市町村が関与できることにより、幼稚園(1号認定)及び保育所(2号認定)の各定員の過不足を考慮したうえでの対応が可能となり、待機児童の多い自治体にとって、2号認定の保育の受け皿の安定的な確保ができる。国の待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に繋がる。	子ども・子育て支援法	内閣府、文部科学省、厚生労働省	箕面市	福島県、横浜市、長野市、磐田市、出雲市、北九州市	○利用定員の設定について、統一した基準を設けたうえで、市町村が関与する仕組が必要。 ○通常、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を変更する際には、届出前に相談等があることから、その中で設置者と協議を行い、児童の受け入れ等に支障が出ないようにしている。利用定員を増加する際には、設置認可時と同様の手続きを定めており、また、利用定員の変更是市町村の保育行方に及ぼす影響が大きいことから、定員を減少する際の市町村の関与強化は合理的である。提案の必要に応じ協議では、「必要な場合」が不明確なため、明確化すべきと考える。 ○利用定員については、市町村による計画を踏まえる必要があると考えるため、届出のみではなく協議は必要。 ○本件提案に指摘されているような、2号認定子どもの定員を1号認定子どもの利用定員に切り替える場合には、現行制度の接続の問題が発生する。1号認定子どもの定員増加の部分について、市町村が都道府県に協議の上、利用定員の変更を行うことなどは、その権限に基づき適切な対応を行っていただかうことが可能であると考えている。		

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
216	B. 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の算定方法に関する事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法について、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況。具体的には以下のとおり。 ○管外受委託児童に係る請求及び支払事務 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならず、多大な事務負担が生じている。	市町村及び各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施策に、各施設においては保護者のニーズ等に応じたきめ細かな子育て環境の整備により一層注力できる。	・子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	福島県、ひたちなか市、鹿嶋市、名古屋市、静岡県、豊田市、知多市、大阪府、伊丹市、山陰小野田市、北九州市、新宮町、大村市、熊本市	O 管外受委託児童に係る請求及び支払事務の簡素化に向けては、国の公定価格に基づく給付費等に関する検討と併せて、各地方自治体が給付費等に上乗せして独自に助成している費用についても、同時に検討することが必要と考えます。 具体的には、現在、市内に居住する児童が市外の保育所等を利用した場合に、保育所等の所在地の地方自治体の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。これは、同じ保育所等を利用する児童の間で受けられる保育の内容に差が生じないようにするとの考え方によるもので。 また、多くの地方自治体で、市外に居住する児童の間で受けられる保育の内容に差が生じないようにするとの考え方によるもので。 しかし、一部の地方自治体では、財政状況などから、保育所等の所在地の水準に合わせた独自助成の費用ではなく、負担できないという地方自治体もあるため、市内の保育所等からは、そのような地方自治体の児童を受け入れた際の負担軽減について、市に要望が寄せられています。 ○管外受委託児童に係る請求及び支払事務について、広域的な組織に給付事務を委託する仕組みを検討する際には、各地の自治体の独自助成の支払いの仕組みの共通化も併せて検討することで、事務の簡素化と、費用負担の考え方の違いの解消につながる考えます。 ○本県内の市町においても施設型給付費等の算定が複雑なことから、年間の実績見込み誤り等により、国庫・県費負担金に多くの過払いや返還が発生し、国及び県の予算に大きな影響を及ぼす恐れがある。 ○請求及び支払事務については、自ら給付額を正しく計算できる施設が少なく、殆ど市が請求書を作成している。管外受委託児童に係る請求及び支払事務は各所に内容の確認を行っているが、それでもミスが多く(何度も請求書の差し替えが発生していることから、簡素化の提案)と異同する。 ○他市委託児童に際しては、退所・利用者の異動・認定の変更等を含む情報のやり取りが煩雑。 ○本市についても提案自治体と同じく、施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市で請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならず、多大な事務負担が生じている。 ○本市においても処遇改善加算の審査業務を行っており、大量的書類の整理や市町及び申請者との連絡調整を頻繁に行う必要があり、多くの職員が時間外勤務を行うなど多大な負担が生じている。 ○提案団体と同様の事例が生じているため制度改正が必要であると考える。 ○本市においても、施設型給付費等の算定については多大な事務負担が生じているため、簡素化することは必要であると考える。 ○施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者とともに事務量が増大し、担当者は極めて多くの時間を当該業務に費やしている。管外受委託は、件数事態は少ないが、先ほどのものが複雑であり、事務の簡素化に取り組む必要性を感じている。 ○当町においても管外受委託の該当施設があるが、費用の算定から請求、支払い事務に関しては、複雑な制度もあり、とても煩雑となるケースがある。給付費の支給に関しては、当該月内の支給となっているため非常に苦慮しているところである。管外受委託に関する支給期限を緩和することで事務の効率化が図れるものと考えられる。 ○管内児童の管外施設入所に係る請求及び支払事務については、管外施設との間で加算認定状況や月初人數などを給付上の各種情報を毎月やり取りしなければならず、一定の事務負担が発生している。 <制度改正の必要性> 管外児童に係る毎月の給付費支払については、施設の所在自治体が管内児童に係る給付費と併せて一端は立て替え、年度終了後は国から国費負担金の特例として全額補填する仕組みにすれば、事務軽減の一定の効果が見込めます。 ○本市においても処遇改善等加算に係る事務は煩雑かつ膨大であり、毎年変わる加算率等への対応も苦慮し、給付費の請求、支払い事務も多大な負担が生じている。	○システムによる請求事務の指揮・助言 施設型給付費の支払いについては、子ども・子育て支援法施行規則第10条において、毎月、支給するものとされているところであるが、平成27年2月3日事務連絡等において自治体の実情により再認識される場合には、あらかじめ概算払いによることも差し支えないこととしている。また、平成27年5月20日事務連絡において、市町村において加算の認定にまで至っていないかったとしても、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に支給し、加算の認定が行われた後に確定し、遅延して適用する等の配慮を依頼している。		

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
215	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況。具体例は以下のとおり。 【相模原市の事例】 「施設型給付費等の算定による事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化」 市町村及び各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施設に、各施設においては保護者のニーズ等に応じたきめ細かな子育て支援の整備により層別化できる。 「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算率のうち基礎分の算定に必要な事務作業が煩雑かつ膨大であること、加算額の積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならず、多大な事務負担が生じている。	・子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、待定期利用地域型保育及び待定期保育 ・施設型給付費等に係る賃金水準の算定 ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について平成27年3月31日府政共生第349号	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	○(処遇改善等加算に係る事務) ■加算認定に係る考え方方が施設側に浸透していない中で、平成29年度は新たに、「処遇改善等II」の項目が追加され、平成29年度は当該加算の認定にあり、研修受講の要件は不問とされたが、当該要件の適用時期が不透明であり、施設側の不安があおっている。さらに、従来からの「処遇改善等加算」の算定も含め、額の積算方法が極めて複雑で施設側の対応が困難であり、当該算定に貢献するため必要な職員の勤続年数を確認する事務においては、平成29年度より変更が無い場合は提出を省略することが求められる。職員の勤続年数を確認する事務においては、平成29年度より変更が無い場合は提出を省略することが求められる。職員の勤続年数を確認する事務においては、平成29年度より変更が無い場合は提出を省略することが求められる。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。さらに、平成29年度からは新たに「処遇改善等II」の項目が新設され、当該加算項目による事務負担が增大した。 ○処遇改善等加算の実績報告書の作成に当たり、実績額を算出するための全国統一の様式やシステムファイルを提供してほしい。 ○く制度で「複雑かつ難解」という点に関して 施設型給付費について、分園のある保育所における加算の適否の判断が内閣府と厚労省とで異なる事例が生じた。詳細は以下のとおり。 ①年度当初の判断で加算をついていたが、都を通じて内閣府に照会したところ「加算不可」との回答を得たため、連れて減額精算した。 ②事業者から、「直接厚労省に照会したところ」「加算可」との回答を得たとの苦情があり、再度都を通じて内閣府に照会し、③内閣府の回答が「加算可」変わったため、再度年度当初に限り、加算をつけていた。 ※該当する加算項目は主任保育士専任加算、療育支援加算、施設機能強化推進費加算等。 ○処遇改善等加算について、施設から、職員一人当たりの賃金改善額を対象者人数分支拂する等事務を簡素化して欲しいとの声が寄せられている。 ○処遇改善等加算の取扱いについて、平成27年6月28日付け事務連絡で考え方方が示されているが、複雑かつ難解なため、市町村の説明や各施設での運用に苦慮しており、事務及び制度の簡素化が必要である。 ○制度が複雑・難解であり、処遇改善等加算に係る事務等において、制度の理解や算定に必要な事務作業が煩雑・膨大となっており、事務負担が増大している。 施設型給付費等算定の事務はあたっては、施設において給付額の算定・請求を行い、町で確認・支給業務を行っているが、当月分の給付費は当月で支給と定められていることから、短時間で給付額の算定・請求、支給業務を行わなければならず、施設側・行政側ともに大きな負担となっている。 施設型給付費等の算定方法に係る事務が簡素化されれば、施設側・行政側ともに負担軽減となり、よりよい子育て環境の整備が図られるものと考える。 ○本市も同様に、処遇改善等加算に係る事務において、「基準年度の賃金水準」の考え方、加算額の積算方法等が複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 ○提案市からの事務改善方法に賛同。その他自治体及び事業者がデメリット無く行える改善策としては以下のとおり。	○処遇改善等加算に係る事務 ■加算認定に係る考え方方が施設側に浸透していない中で、平成27年8月28日及び平成28年6月17日に事務連絡を発出しており、周知を図っているところだ。また、平成28年事務連絡においては「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な算定方法」をお示すとともに、加算率の算定に当たって必要な職員の勤続年数を確認する事務においては、平成29年度より変更が無い場合は提出を省略することが求められる。職員の勤続年数を確認する事務においては、平成29年度より変更が無い場合は提出を省略することが求められる。職員の勤続年数を確認する事務においては、平成29年度より変更が無い場合は提出を省略することが求められる。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設型給付費の支払いについては、子ども・子育て支援法施行規則第18条において、毎月、支給するものとされているところであるが、平成27年2月3日事務連絡において自治体の実情により必要と認められる場合には、あらかじめ概算払いによることも差し支えないとしている。また、平成27年5月20日事務連絡において、市町村において加算の認定にまで至っていないかったとしても、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に支給し、加算の認定が行われた後に確定し、遅延して適用する等の配慮をご依頼している。 ○また、「子育て安心プラン」(平成29年6月2日)において、「保育士の負担軽減のため、給付事務に係る実態把握とICT化に向けたシステムの標準仕様や自治体手続きの標準化を含む改善策検討のための調査研究を行う」ととしており、事務負担の軽減についても検討してまいりたい。				

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 【全般】	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野										
										団体名	支障事例	
221	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(施設監査)の内容に重複事項が多く(千葉県及び市町が定める項目は重複する場合においては半数程度)、同じ監査項目においても監査の準備・実地指導・結果の取り纏め等を二重な監査もさらに実施できるようにならざるに至る。	○国の通知(子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府令第391号・27初幼教第28号・雇児発第1207第1号))により基本的考え方、主眼事項及び若年者点が示されたが、特定教育・保育施設等に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の内容に重複事項が多く(千葉県及び市町が定める項目は重複する場合においては半数程度)、同じ監査項目においても監査の準備・実地指導・結果の取り纏め等を二重な監査もさらに実施できるようにならざるに至る。	○重複項目の一元化が図られることにより、重複項目について、責任の所在が明確になるとともに、監査主体の負担が軽減されることにより、限られた人材の中で、監査頻度の増加や違反の疑わしい施設等に対して臨時の監査もさらに実施できるようになる。	・児童福祉法第46条 ・学校教育法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号) ・子ども・子育て支援法第14条、第38条 ・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について(平成27年12月7日府令第390号・27文科初第1135号・雇児発1207第2号) ・子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府令第391号・27初幼教第28号・雇児発1207第1号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松戸市	福島県、川越市、海老名市、知多市、京都府、箕面市、徳島県	○認可制度に基づく施設指導監査と確認制度に基づく確認監査において重複項目について一元化されれば、実施自治体にとっても事務の簡素化や責任の所在の明確化に繋がると考える。 ○施設監査と確認監査の所管部局が異なっており、重複する項目を二重に監査することによっては、監査の負担が増えることにつながる。このように、「認可施設・事業に対する子ども・子育て支援法に基づく給付」と「学校教育法や児童福祉法に基づく施設・事業認可の2つの法体系による監査」は、監査と確認の重複による負担が大きい。 ○確認の取消しに備するよう不適切な施設等が存在した場合に、速やかに不適切な事由を発見することが可能である。 ただし、監査と確認の間で隙間があり、どちらの対象にもならないような項目が出てきてしまう。 ○当市においても、同様の事例が発生しています。 ○施設監査及び業務管理体制の確認検査を複数実施する場合にも、同時に実施が求められており、同一監査項目に対して都道府県と市町村で異なる見解を示す誤りも発生する可能性がある。 ○結果、それらに係る負担のために、監査を行うことに対して慎重にならざるを得ず、結果として、特定教育・保育施設等に対する違反疑惑等の発見が遅れ、そのような施設の違反状態が長期化する要因となる。	子ども・子育て支援新制度においては、從来の都道府県が実施する施設監査に加え、施設型給付、地域型保育給付をめぐらしくて事務の簡素化や責任の所在の明確化に繋がると思われる。 ○施設監査と確認監査等については、市町村に法律に必要な段階において報告や立入、帳簿の提出等をすることができる旨の規定が設けられているところ、「子ども・子育て支援法に基づく給付」の監査と確認監査は、監査の負担が増えることにつながる。 ○監査と確認の間で隙間があり、どちらの対象にもならないような項目が出てきてしまう。 ○認可施設・事業に対する子ども・子育て支援法に基づく給付と「学校教育法や児童福祉法に基づく施設・事業認可」の2つの法体系による監査は、監査と確認の重複による負担が大きい。 ○確認の取消しに備するよう不適切な施設等が存在した場合に、速やかに不適切な事由を発見することが可能である。 ただし、監査と確認の間で隙間があり、どちらの対象にもならないような項目が出てきてしまう。 ○当市においても、同様の事例が発生しています。 ○施設監査及び業務管理体制の確認検査を複数実施する場合にも、同時に実施が求められており、同一監査項目に対して都道府県と市町村で異なる見解を示す誤りも発生する可能性がある。 ○結果、それらに係る負担のために、監査を行うことに対して慎重にならざるを得ず、結果として、特定教育・保育施設等に対する違反疑惑等の発見が遅れ、そのような施設の違反状態が長期化する要因となる。	子ども・子育て支援新制度においては、從来の都道府県が実施する施設監査に加え、施設型給付、地域型保育給付をめぐらしくて事務の簡素化や責任の所在の明確化に繋がると思われる。 ○施設監査と確認監査等については、市町村に法律に必要な段階において報告や立入、帳簿の提出等をすることができる旨の規定が設けられているところ、「子ども・子育て支援法に基づく給付」の監査と確認監査は、監査の負担が増えることにつながる。 ○監査と確認の間で隙間があり、どちらの対象にもならないような項目が出てきてしまう。 ○認可施設・事業に対する子ども・子育て支援法に基づく給付と「学校教育法や児童福祉法に基づく施設・事業認可」の2つの法体系による監査は、監査と確認の重複による負担が大きい。 ○確認の取消しに備するよう不適切な施設等が存在した場合に、速やかに不適切な事由を発見することが可能である。 ただし、監査と確認の間で隙間があり、どちらの対象にもならないような項目が出てきてしまう。 ○当市においても、同様の事例が発生しています。 ○施設監査及び業務管理体制の確認検査を複数実施する場合にも、同時に実施が求められており、同一監査項目に対して都道府県と市町村で異なる見解を示す誤りも発生する可能性がある。 ○結果、それらに係る負担のために、監査を行うことに対して慎重にならざるを得ず、結果として、特定教育・保育施設等に対する違反疑惑等の発見が遅れ、そのような施設の違反状態が長期化する要因となる。
222	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の申請手続き	保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金において、市町村が事業者を公募前に園を運営する場合に、認定こども園施設整備交付金の申請手続きについて、市町村で事業者の申請の実施に当たり、「法人が確定している」と記載されているが、事業者が決定していることが求められる場合に、事業者未定であるため、当該事業者を仮事業者として事業実施についての事前協議を可能とする。	事業者公募を行う際、公募前に国庫補助金の内示が必要となるが、現在の交付金の事前協議のルールでは、協議段階で「法人が確定」していることが求められているため、協議参加に支障が生じている。また、認定こども園施設整備交付金については、要綱上、事前協議における整備計画の策定基準の中で、法人の適格性について、「役員構成や資金計画等が適正であり、健全で安定化した運営が図られている法人であること」と記載されているが、事業者が決定していることが求められているのか不明確であるため、上記で求める保育所等整備交付金交付要綱の協議通知と同様の制度として頂きたい。	事業者未定であっても、市町村内に既に保育所又は認定こども園を運営するなどして一定の適格性が担保されている事業者から新たな施設整備の相談を受けたり、当該事業者の施設整備予定に基づいて市町村が整備計画を仮策定している場合は、「法人が確定」に準ずるものとみなして、事前協議への参加が可能となることで、年度途中の緊急的な施設整備が可能となる。	保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱 平成28年度保育所等整備交付金交付要綱 平成29年度認定こども園施設整備交付金交付要綱	文部科学省、厚生労働省	宇治市	福島県、福井市、磐田市、伊丹市、淡路市	○それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があり、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じる。 ○事前協議が柔軟に行えず、年度内の施設整備が完了できないことが想定されるため、活用しやすい仕組である。 ○必ずしも事前協議の段階で法人を確定できる場合ばかりではないので、すでに園を運営しているなど一定の適格性が担保されるならば仮事業者とすることは賛成	認定こども園施設整備交付金について、事業者が確定しない段階で、事前協議を行なうことを可能とした場合、 ①交付対象として適切な設置主体であるかの確認ができないこと ②事業の確実な実施が担保できず、適切な執行管理ができないこと 等の懸念が想定されることがあるから、基準を緩和することは困難であると考えている。 なお、当該交付金については、 ①事前に年間スケジュールを示すとともに 複数回の内示を行うこととしており、市町村の整備計画にあわせたきめ細かな対応をとっているところである。
182	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護福祉士国家試験受験資格の柔軟化	【提案の背景】 福祉系の学科・コースを持つ高校等学校で取得した単位と卒業後に介護福祉士養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を終了したとみなし、介護福祉士国家試験受験資格を得られるようにする。	地域で必要な介護人材を地域で養成・育成することが可能となる。 福祉系高等学校の生徒が充分な基礎知識・教養を習得したうえで、将来の国家資格取得に繋がるキャリア形成を行なうことができ、もって介護分野への参入が促進される。 (2)については、指定科目53単位(1,855時間)以上のカリキュラムを整備し、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた「福祉系高等学校」(以下、指定校)を修了する必要がある。 多くの養成施設では定員割れの状態となっており、新たな学生の振り起こしにつながる。	社会福祉士及び介護福祉士法第40条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条	文部科学省、厚生労働省	長野県	別紙あり	酒田市、福井県、神奈川県、川崎市、横浜市、大分県、鹿児島県	○福祉系学科の教科内容が全国的に統一されているならば、単位の通算は何ら支障がないものであり、介護福祉士の確保に繋がりますので、緩和すべきものと考えます。 ○当県内の福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことができないところがあり、当該高等学校卒業者が受験資格を得るには、養成施設において2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならない。 ○当県内でも、福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことは難しく、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が受験資格を得るには、養成施設で2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならない。 ○現行では、原則、高等学校で履修した科目を大学、短期大学又は専修学校において大学等で履修した科目のみみなすことできないことになっている。 ○介護福祉士が不足しており、本提案のとおり受験資格が柔軟化され、資格を取得する者が増えることで介護従事者も増加すると考えられる。	○介護福祉士養成施設(以下「養成施設」という。)の基準としては、原則2年間1,850時間の履修、教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件などが設けられている。これらの要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したこと認ることは、介護福祉士の質の低下を招く恐れがある。 ○また、大学、短期大学又は専修学校等で養成施設ではない他の大学、短期大学又は専修学校等において履修した科目について、教育内容が相当するものと認められる場合には、一部の科目を除き自らの養成施設において履修した科目とみなすことが可能となっている。 ○現行では、原則、高等学校で履修した科目を大学、短期大学又は専修学校において大学等で履修した科目のみみなすことできないことから、高齢者人口の伸び率が全国一であることから、県内における介護人材の確保は重要な課題となっている。高校進学時に福祉の道を志す重要な人材に対して、介護福祉士を育むべきである。 ○介護従事者が不足しており、本提案のとおり受験資格が柔軟化され、資格を取得する者が増えることで介護従事者も増加すると考えられる。